

## 成年後見登記に係る登記手数料額及び 証明書手数料額の変更(引下げ)について

**平成23年4月1日から**、「登記手数料令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、成年後見登記の登記手数料及び証明書手数料が引き下げられます。

### 1. 登記の嘱託又は申請(※1)

登記の種類	登記手数料額(1件につき)	
	変更前	変更後
後見・保佐・補助開始の審判の登記	4,000円	2,600円
任意後見契約締結の登記	4,000円	2,600円
変更の登記(※2)	2,000円	1,400円
後見命令等の登記	2,000円	1,400円

(※1) 登記の嘱託又は申請は、  
(※2) 成年後見人等又は成  
(注) 変更前の金額で納付した場合は、返  
入するものとします。

### 2. 窓口又は郵送での交付請求(※)

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
登記事項の証明書	800円	550円
登記されていないことの証明書	400円	300円

(※) 郵送での交付請求は、東  
(注) 変更前の金額で納付した場合は、返  
入るものとします。

### 3. オンラインによる交付請求(※)

#### (1) 登記事項の証明書

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
紙の証明書	490円	380円
電子的な証明書	440円	320円

#### (2) 登記されていないことの証明書

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
紙の証明書	330円	300円
電子的な証明書	280円	240円

(※) オンラインによる交付請求

※平成23年4月1日以降の納付方法

収入印紙により納付していただくこととなりますが、引き続き、お手持ちの登記印紙も使用することができます。